

令和6年(2024年)5月22日

自治町内会長等 各位

鎌倉市長 松尾 崇
(公印省略)

令和6年度(2024年度)市政功労者候補者の推薦について(依頼)

向暑の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

毎年、本市では市政に多大なる功労を賜った方を市政功労者として表彰しています。

つきましては、市政功労者の候補者がいる場合には、別紙の推薦書により御推薦いただきますようお願いいたします。なお、期日までに推薦書の御提出がなかった場合は、候補者が不在のものとして取り扱わせていただきますので予め御了承ください。

1 推薦の基準

別紙「鎌倉市表彰規則」、「一般表彰取扱基準」のとおり

※御推薦の前に必ず御一読いただきますようお願いいたします。

2 推薦の期限

令和6年(2024年)7月10日(水)必着

※期限を過ぎてからの推薦は、原則として認めません。

3 提出書類

(1) 候補者1名又は1団体につき、同封した推薦書1部

※候補者の氏名、団体・大会・コンクールの名称等は正確に記載してください。

※データ(Word形式)を御入用の際は、下記メールアドレスまで御連絡ください。

(2) 候補者の功績や活動実績が分かる資料

※候補者の功績や活動実績の裏付けとなる資料(団体の会報・ホームページの紹介・新聞記事・在職期間の資料等)を御提出ください。

4 候補者の審査

8月に開催予定の表彰審査会において審査を行います。なお、推薦された方が必ずしも表彰されるとは限りません。審査結果につきましては、表彰審査会の終了後、推薦者様宛てに通知いたします(9月予定)。

5 提出・お問い合わせ先

〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 鎌倉市 共生共創部秘書課 担当者 加藤

hisyo@city.kamakura.kanagawa.jp TEL 0467-23-3000 内線 2210

※郵送、メール又は鎌倉市役所本庁舎2階秘書課窓口での御提出をお願いいたします。

推 薦 書

令和 年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

御住所〒

(御推薦者) 貴職名

御氏名

電話番号

私は、鎌倉市市政功労者の候補者を次のとおり推薦します。

ふりがな だんたいめい
氏名 (団体名)
だいひょうしゃめい
(代表者名)

職業*

生年月日*

年

月

日

歳

住所 (団体所在地)

TEL

()

表彰区分 (一般表彰取扱基準 第1条)

※次の該当区分にチェックしてください。

- 産業経済功労
 地域生活功労
 環境保全功労
 社会福祉功労
 保健衛生功労
 教育文化功労
 平和運動の伸展
 人命救助
 寄付行為

適用条文

- 一般表彰取扱基準 第2条(1) _____ による (下線にア~ケまでを記入)
 一般表彰取扱基準 第2条(2) _____ による (下線にア~ウまでを記入)

略歴 (団体の沿革)

表彰の理由 (功績内容)

※ボランティア活動で推薦をする際は、裏面をご確認ください。

賞罰その他の参考事項

※候補者が団体の場合、*印の欄は記入不要です。また、団体の定款やパンフレット、活動方針などがございましたら添付願います。

ボランティアによる功績で推薦する際のお願い

一般表彰取扱基準 第2条(1)「表彰状贈呈」のアを御確認ください。

(注1) から(注5) までを御確認の上、推薦書の作成をお願いいたします。

- ・ ボランティア活動は有償であっても構いませんが、市からの委託による活動や、多額の報酬をもらっている場合は、表彰の対象となりません。
 - ・ 推薦書のほかに、団体の会報や、ホームページでの紹介、新聞記事、パンフレットなど、ボランティアを継続して行ってきたことが客観的に確認できる資料(写し)を添付してください。
-
- ・ 推薦書や資料に基づき、8月に開催予定の表彰審査会において審査を行います。また、追加の資料の御提出をお願いする場合がございます。
 - ・ 一般表彰取扱基準 第2条のとおり、市税等の滞納がある方については、表彰の対象となりません。

○鎌倉市表彰規則

平成26年7月24日規則第14号

改正

平成30年3月30日規則第69号

鎌倉市表彰規則

鎌倉市表彰規則（昭和52年9月規則第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、本市内において憲法及び市民憲章の精神の普及・啓発並びに市政の振興に功労のあった者を表彰することについて、必要な事項を定めるものとする。

（表彰の種類）

第2条 表彰は、一般表彰、一般特別表彰、自治表彰及び自治功勞表彰とする。

（一般表彰）

第3条 一般表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- （1） 産業、経済、地域生活、環境保全、社会福祉又は保健衛生の発展、平和運動の伸展、教育文化の向上その他本市の公共の福祉の増進に貢献し、その業績が顕著な者
- （2） 人の生命又は財産の安全保持に貢献し、その業績が顕著な者

（一般特別表彰）

第4条 一般特別表彰は、一般表彰を受けた後、当該一般表彰の表彰理由に関し、その業績が更に顕著な者に対して行う。

（自治表彰）

第5条 自治表彰は、次の各号に掲げる職にある者の在職年数が当該各号に掲げる年数に至ったときに行うものとする。

- （1） 市長 4年
- （2） 副市長又は教育長 8年
- （3） 市議会議員又は市内選出の県議会議員 8年
- （4） 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員、農業委員会委員又は固定資産評価審査委員会委員 12年
- （5） 条例等により設置された委員又は審議会等の構成員 15年

2 前項に規定するもののほか、自治表彰は、地方自治の振興における功績が顕著であると特に市長が認める者に対して行うものとする。

(自治功勞表彰)

第6条 自治功勞表彰は、次の各号に掲げる職にある者の在職年数が当該各号に掲げる年数に至ったときに行うものとする。

- (1) 市長 10年
- (2) 副市長又は教育長 20年
- (3) 市議会議員又は市内選出の県議会議員 20年
- (4) 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員、農業委員会委員又は固定資産評価審査委員会委員 30年

(在職年数の計算)

第7条 自治表彰及び自治功勞表彰に係る在職年数の計算は、次により行うものとする。

- (1) 在職年数は、就職の日から起算し、年をもって算定する。
- (2) 同一の職に再就職したときの在職年数は、各在職期間の1年未満の日数を含めてこれを通算する。
- (3) 職の種別を異にして在職したときの在職年数は、最後の職の在職期間にその他の職の在職期間を1年未満の日数を含めて通算する。この場合において、最後の職と基準年数(第5条第1項各号又は前条各号に掲げる職の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める年数をいう。以下同じ。)が異なる職の在職期間を通算するときは、最後の職の基準年数を当該基準年数が異なる職の基準年数で除して得た数を、当該基準年数が異なる職の在職期間に乗じて行うものとする。
- (4) 同時に2以上の職を兼ねて在職したときは、いずれかの職の在職年数について算定する。

(在職中の表彰の制限)

第8条 市長、副市長又は教育長が在職中に基準年数に達したときは、その職を退いた後に表彰を行うものとする。

(表彰の方法)

第9条 表彰の方法は、一般表彰及び一般特別表彰については表彰状又は感謝状を、自治表彰及び自治功勞表彰については表彰状を授与して行う。

2 前項の場合において、記念品又は記念品料を付与することができる。

(再度表彰)

第10条 表彰を受けた者であっても、別に表彰理由が生じたときは、重ねて表彰することができる。

(被表彰者死亡の場合)

第11条 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡したときは、その者が受けるべき表彰状等は、その遺族に授与する。

(表彰の時期等)

第12条 表彰の時期は、毎年市制記念日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 表彰の候補者の調査は、毎年11月1日を基準日として行う。

(表彰の取消し)

第13条 表彰を受けるべき者が、表彰前に本人の責めに帰すべき行為により著しくその名誉を失墜したと認められるときは、表彰を行わないことができる。

(推薦)

第14条 市長は、表彰の候補者の推薦を広く一般から求めることができる。この場合において、市長は、関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(審査会)

第15条 表彰の候補者について審査するため、鎌倉市表彰審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、副市長、教育長、共創計画部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、環境部長、都市整備部長、消防長、議会事務局長及び教育部長とする。

3 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから市長があらかじめ指名した者をもって充てる。

4 審査会に、審査の必要に応じて、臨時委員を置くことができる。

5 前項の臨時委員は、職員のうちから市長が指名する。

6 審査会に幹事を置き、表彰を主管する課等の長をもって充てる。

7 会長は、審査会の会議を招集してその議長となり、会務を総理する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

9 審査会は、関係者に対し出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は審査に必要な資料の提出を求めることができる。

10 会長は、審査の結果を市長に報告するものとする。

11 審査会の庶務は、表彰を所管する課等において処理する。

12 審査会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(決定)

第16条 市長は、前条第10項の規定による審査結果の報告を踏まえ、表彰の決定を行うものとする。

(その他の事項)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成30年3月30日規則第69号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

一般表彰取扱基準

1 一般表彰は、次のとおり区分する。

- (1) 産業経済功勞…産業振興、観光振興、勤労者福祉の充実、豊かな消費生活、地域情報化の推進など
- (2) 地域生活功勞…市民自治の推進、地域安全対策、市街地整備、交通体系整備、下水道・河川の整備など
- (3) 環境保全功勞…歴史的遺産と自然環境の保全、緑の保全と創造、環境美化、都市景観形成など
- (4) 社会福祉功勞…人権意識の高揚、地域福祉の推進、市民の福祉増進など
- (5) 保健衛生功勞…医療体制の整備、保健衛生の向上など
- (6) 平和運動の伸展…平和運動の推進
- (7) 教育文化功勞…教育環境の整備、生涯学習の推進、青少年育成、芸術・科学
—————その他文化の振興、スポーツ・レクリエーションの充実、
国際交流の推進など
- (8) 人命救助 …人の生命又は財産の安全保持
- (9) 寄付行為 …公益のため私財を寄付

2 一般表彰の選考基準は、次によるものとする。ただし、市税等の滞納がある者については対象外とする。

(1) 表彰状贈呈

ア ボランティア

1の各分野におけるボランティア活動を、10年以上にわたって続けた者又は団体。ボランティア活動とは、自己の利害と関係なく、第三者又は公共の利益を生む継続的な活動とする。

(注1) ボランティア活動は、有償・無償を問わない。

(注2) ボランティア活動は、毎週1日以上又はこれに準じる活動実績があることを基準とする。ただし、通年ではなく、特定の時期に限定される活動については、年間70日以上の活動日数を必要とする。

なお、ボランティア活動を主たる目的とする団体については、ボランティア活動を実践するために必要な練習や準備を行う日についても活動日数に含めるものとする。

(例1) 通年の活動とは、毎週1日以上年間52日以上の活動

(例2) 特定の時期に限定される活動とは、夏季海岸清掃等で年間70日以上の活動

(例3) ボランティア活動を主たる目的とする団体とは、団体の定款、規約等においてボランティア活動を主たる目的とする旨明記されている団体

(注3) 自己及び三親等内の家族が対象に含まれる期間のみの活動は除外する。

(例1) スポーツや芸術等の指導者として、自分の子が所属している期間のみの活動

(例2) 介護や保育の活動で、自分の家族が対象に含まれる期間のみの活動

(注4) 美化・清掃活動のボランティア活動については、100メートル以上の距離を美化・清掃することを必要とする。なお、100メートルに満たない場合の活動においても、著しい労苦や不快等特別な事情が伴う活動は、表彰の対象とする。ただし、自宅や勤務先等から半径50メートル以内のみで行われた活動は除外する。

(注5) スポーツや芸術等の指導者としてのボランティア活動については、延べ100人以上の

対象者を指導・育成した者とする。

(例1) 10人以上の少年野球(サッカー)チームを10年以上指導

(例2) 10人以上の子どもが通う絵画教室を10年以上指導

イ 団体役員

1の各分野において活動する公共的団体の役員として15年以上在職し、当該団体の育成発展に尽力した者

(注1) 公共的団体とは、次に掲げる団体をいう。

補助金交付団体、法に基づき設立された協同組合等
老人クラブ、子ども会、婦人会、地区スポーツ振興会
その他これらに準じる団体

(注2) 役員とは、次のとおりとする。

① 鎌倉商工会議所、(公社)鎌倉市観光協会、(公財)鎌倉市芸術文化
振興財団、(福)鎌倉市社会福祉協議会、(公社)鎌倉市シルバー
人材センターにあっては、定款に定められた役員

② 上記以外の公共的団体にあっては、会長職

ウ 自治町内会長として13年以上在職し、地域住民の福祉の増進に尽力した者

ただし、自治町内会総連合会役員に2年以上在職した者については、前記の在職年数を12年以上とする。

エ 消防団員として30年以上在職、又は分団長以上の職の通算在職年数が10年以上で、団長若しくは副団長として在職し、地域安全の確保に尽力した者

オ 民生委員児童委員、人権擁護委員として15年以上在職し、社会福祉の向上に尽力した者

カ 学校管理医として20年以上在職し、児童・生徒の健康管理に尽力した者

キ 防犯指導員又は交通指導員として20年以上在職し、地域住民の安全確保に尽力した者

ク 少年補導員、少年指導委員又は環境浄化推進委員として20年以上在職し、青少年の健全育成に尽力した者

ケ 文化・スポーツ分野において優れた成績を収め、又は榮譽ある称号を与えられ、文化・スポーツの振興に寄与した者又は団体

(注1) 優れた成績とは、次に掲げる受賞又はそれに準じるものをいう。

国内の大会・コンクールにおける第3位以内
国際的な大会・コンクールにおける入賞
国内・国際的な榮譽ある賞

(注2) 榮譽ある称号とは、文化功労者、重要無形文化財保持者又はそれに準じるものをいう。

コ アからケまでに定めるもののほか、業績が顕著であると特に市長が認める者又は団体

(2) 感謝状贈呈

ア 人命救助を行った者又は団体

ただし、市民の行為又は市内で行われた行為を対象とし、鎌倉市消防表彰条例により表彰されたものは除くものとする。

イ 市内開業医として30年以上市民の健康増進に寄与した者

(注1) 当該表彰は、市制施行の節目の年(5年ごと)に行うものとする。

ウ 寄付行為

市又は市の基金に対し100万円以上の金品を寄付した者又は団体

(注1) 寄付行為が数回にわたった場合は、5年間の合計額とする。

(注2) 労力の提供などについても、金銭に換算して評価する。

(注3) 募金やバザー収益による寄付は、対象から除くものとする。

エ アからウまでに定めるもののほか、業績が顕著であると特に市長が認める者又は団体

3 在職年数の計算は、次により行うものとする。

- (1) 同一の職に再就職したときは、各在職期間を通算する。
- (2) 異なる職に在職したときは、各在職期間を通算する。
- (3) 同時に2以上の職を兼ねて在職したときは、その期間中いずれかの在職年数について算定する。ただし、その他の職の同一期間中における在職年数は、再度表彰の在職年数として算定することができる。
- (4) すでに表彰の対象となった在職年数については、重ねて算定することができない。

4 一般特別表彰は、2項に定める選考基準の1.5倍の年数をもって選考し、在職年数の計算は受賞した年の11月1日から起算するものとする。

5 一般表彰を2回以上贈呈する場合は、記念品又は記念品料の贈呈は行わないこととすることができる。

付則（平成7年8月31日決裁）

この基準は、平成7年9月1日から施行する。

付則（平成8年7月23日決裁）

この基準は、平成8年8月1日から施行する。

付則（平成10年7月14日決裁）

この基準は、平成10年8月1日から施行する。

付則（平成12年6月29日決裁）

この基準は、平成12年7月1日から施行する。

付則（平成19年7月5日決裁）

この基準は、平成19年7月5日から施行する。

付則（平成22年6月1日決裁）

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

付則（平成23年3月25日決裁）

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

付則（平成24年3月30日決裁）

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

付則（平成26年7月24日決裁）

この基準は、平成26年7月24日から施行する。